

盛岡市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査について，盛岡市監査基準に準拠して実施したので，その結果の報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 16 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	瀬 川 光 夫
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象部局及び実施期日

上下水道局	令和 3 年 4 月 12 日～同年 7 月 16 日
市立病院事務局	令和 3 年 5 月 6 日～同年 7 月 16 日

第 2 監査の対象機関及び実地監査期日

監査対象機関	実地監査期日
【上下水道局】 総務課，経営企画課，給排水課	令和 3 年 5 月 10 日から同年 5 月 13 日まで
水道建設課，水道維持課，下水道整備課，浄水課	令和 3 年 5 月 14 日から同年 5 月 19 日まで
下水道施設管理課	令和 3 年 5 月 20 日
玉山事務所	令和 3 年 5 月 21 日
【市立病院事務局】 総務課，医事課	令和 3 年 6 月 2 日から同年 6 月 7 日まで

第 3 監査の範囲

令和 2 年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお，必要があると認める場合は，令和 3 年度又は令和元年度以前も対象とした。

第 4 監査の実施方法

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第5 監査の着眼点

委託契約事務、収入事務及び現金取扱事務を重点項目としたほか、各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性及び正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第6 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 上下水道局

総務課

【指摘事項】

- 1 盛岡市上下水道局庁舎敷地賃貸借契約に伴う電気使用料の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 市立病院事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 MRワクチン予防接種料の収益計上に当たり、令和2年3月実施分について、請求書を発行した翌年度の収益として計上している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診の収入において、請求内容とは異なる税抜き金額及び消費税額で経理計上している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 令和2年度盛岡市立病院建物清掃業務委託並びに盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務委託の契約締結に当たり、委任者の住所・商号が異なる無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 産業廃棄物（医療機器等）収集運搬処分業務委託の契約締結に当たり、契約を締結する権限を委任されていない者と契約をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

医事課

【指摘事項】

- 1 令和2年度子宮頸がん検診業務委託（その2）（単価契約）において、業務委託契約約定（単価契約）と異なる積算方法を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。